

平成25年12月13日  
特別区長会

## 「平成26年度与党税制改正大綱」について

昨日（平成25年12月12日）、与党税制調査会が「平成26年度税制改正大綱」をとりまとめましたが、これには特別区が東京都とともに反対してきた法人住民税の国税化及び地方法人特別税・譲与税の継続が盛り込まれております。

これに対するコメントを特別区長会会長（西川太一郎 荒川区長）が発表したのでお知らせいたします。

### <配付資料>

「平成26年度与党税制改正大綱について」

### ○特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整および調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会長 西川 太一郎（荒川区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

### <問い合わせ先>

特別区長会事務局  
調査第2課長 入澤 幸  
電話 5210-9750（直通）

## 平成26年度与党税制改正大綱について

昨日、与党税制調査会が取りまとめた税制改正大綱では、東京都とともに反対してきた法人住民税の国税化及び地方法人特別税・譲与税の継続が盛り込まれており、誠に遺憾である。

法人住民税は、法人の地域での活動、またそこで働く人々の生活を支えるための様々な地域行政施策の財源として負担を求めているものであり、これを地方自治体間の財源調整に用いることは、地方税制の基本原則、地方分権の流れに逆行するものである。

さらに大綱では、消費税が10%に改められる段階で、法人住民税の国税化をさらに進めるとしているが、決して容認できるものではない。

首都直下型地震への備えや子育て施策など喫緊の課題を抱える大都市の実態、地方税の基本原則を踏まえ、真の分権社会の実現に向け、国の責任において地方税財源の拡充を図るよう強く要望する。

平成25年12月13日

特別区長会 会長

荒川区長 西川太一郎